

## 令和3年度予算

### 消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に、令和元年10月1日には更に、8%から10%に引き上げられました。

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度川上村一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 47,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 169,729 千円

| 事業名    | 事業費     | 財源内訳   |     |       |                      |        |
|--------|---------|--------|-----|-------|----------------------|--------|
|        |         | 特定財源   |     |       | 一般財源                 |        |
|        |         | 国県支出金  | 地方債 | その他   | うち地方消費税交付金（社会保障財源化分） |        |
| 高齢者福祉費 | 167,729 | 12,159 | 0   | 6,340 | 151,230              | 47,000 |